

第 32 回延岡市農業委員会会議録

(令和 5 年 2 月 28 日)

1. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8		9	高橋正二
10	安藤重徳	11		12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	
7	山田博敏	8		9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22		23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 189 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 190 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案 第 191 号 農地法第4条の許可申請について
 議案 第 192 号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 193 号 非農地証明願いについて
 議案 第 194 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告 第 124 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 125 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 126 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 127 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 42 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真 寿 代
		農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第 32 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局長	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 6 番 林早苗委員と委員番号 15 番 菊池光雄委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 189 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 194 号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案 6 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案第 189 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。なお、整理番号 6 番については、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。整理番号 1 番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	委員番号 15 番 菊池です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は北方笠下地区、畑 1 筆で 309 m ² です。譲渡人、譲受人共に北方町笠下地区在住の方です。理由は経営規模拡大です。 3 月 22 日に、甲斐(正)推進委員、譲渡人の父、譲受人の兄の立ち会いのもと現地調査を致しました。申請地の周りは譲受人の土地で、前々から所有権移転の話は出ていたようですが、今回申請に至ったそうです。地域との調和要件は全く問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 16 番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員	委員番号 16 番 花畑です。整理番号 2 番について説明致します。所在は北方町川水流、畑 1 筆で 328 m ² です。譲渡人は野地町在住の方、譲受人は北方町蔵田在住の方です。譲受人はかなり手広く果樹園、柿とか自然薯を作っております。 2 月 23 日に、木村推進委員、私、譲受人の奥様の 3 人で現地調査を致しました。申請地は以前から譲受人にきれいに耕作されていて、今回正式に名義変更することになったそうです。何も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号 3 番および 4 番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	委員番号 17 番 片伯部です。整理番号 3 番、4 番について説明致します。 まず 3 番です。所在は長浜町 1 丁目、地目は田 2 筆となっておりますが、1 筆は道路を作るときに埋め上げているので、現況は畑です。譲渡人は長浜町在住、譲受人は柚の木田町の株式会社です。譲受人は営農集団の中心的な存在です。

		<p>2月24日に横山推進委員、私、譲受人の3人で現地調査を致しました。譲受人が譲渡人の田を全て耕作しているそうです。今回、道路沿いの2筆に関して購入してもらえないかと譲渡人の方から話があったようです。1筆は用排水ともしっかりしており、田としてちゃんと使えます。今年は耕作してなかったようですが、来年から耕作するそうです。もう1筆の方は畑としてしか使えないので、農繁期に機械の置き場所にしたいということでした。</p> <p>次に4番について説明致します。所在は長浜町、田1筆で509㎡です。譲渡人、譲受人とも長浜町在住の方です。申請地の周りほとんど全て譲受人が耕作しており、譲渡人の田1筆が隣り合わせにあったので、ここも耕作してくれないかと相談があったようです。</p> <p>2月25日に横山推進委員、私、譲受人の3人で現地調査を致しました。用排水路とも整備されており、何ら問題ないと思います。 皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	原 田 委 員	<p>次に、整理番号5番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号18番 原田です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は柚の田町、田1筆で304㎡です。譲渡人は新小路在住の方、譲受人は柚の木田町でイチゴの栽培をしている株式会社です。以前から譲受人が借りてハウスとして利用していた農地を今回、購入されることになったようです。</p>
議 長	事 務 局	<p>2月22日に私と梅田推進委員と譲受人の代理人の方とで現地調査を致しました。譲受人が今まで借りていた土地を購入されるということで、今までと何も変わりありませんので、問題ないと思います。調和要件も全く問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。 農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	委 員	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	委 員	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p> <p>(挙手)</p>

議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。では次に甲斐秀雄推進委員は退席をお願いします。</p> <p>(甲斐(秀)推進委員が退席)</p> <p>次に、整理番号6番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p>
牧野委員		<p>委員番号4番 牧野です。整理番号6番について説明致します。所在は上三輪町、畑3筆で面積は329㎡です。譲渡人は古川町在住の方、譲受人は上三輪町在住の方です。</p> <p>2月22日に、私、甲斐(秀)推進委員で現地を視察しております。申請地は共有地の畑で所有者は12人います。3筆の共有持分を古川町在住の方が譲渡するということです。地域との調和要件は何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事務局		<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。</p> <p>配布しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員		<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員		<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。甲斐(秀)推進委員の入室をお願いします。</p> <p>(甲斐(秀)推進委員が入室)</p> <p>続きまして議案第190号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局		<p>はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年、10年、20年の賃借権又は使用貸借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

		以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第191号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。なお、整理番号1番については、緒方武彦委員と関連がございますので、退席後の審議となります。では緒方委員は退席をお願いします。
		(緒方委員が退席)
		それでは、整理番号1番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員		委員番号15番 菊池です。整理番号1番について説明致します。所在は北方町曾木地区、田2筆で面積は合わせて3,081㎡です。申請人は北方町曾木地区在住の方です。理由は植林です。
		2月22日に私、甲斐(正)推進委員、事務局、県の担当者、申請人の立ち会いのもと、現地調査を致しました。地図で見ると2筆が続いておりますが、実際は傾斜がかなりついており、4つか5つくらいの土地に分かれていました。上の方は山になっており、地肌も見えていました。ずれそうな感じで、耕作はされていません。道幅は人がやっと1人通れるくらいでした。沢の反対側には農地もありますが、植林しても支障はありません。
議	長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局		はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、周辺を山林、原野に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 なお、本案件につきましては、転用面積が3,081㎡と3,000㎡を超えておりますので、本日の総会での審議結果を受けまして、来月の宮崎県常設審議委員会において提案し、意見を聴取することとなります。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
事務局		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。

委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>緒方委員の入室をお願いします。</p> <p>(緒方委員が入室)</p> <p>続きまして、議案第192号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。</p>
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。所在は大貫町、田1筆で789㎡です。譲渡人は桜ヶ丘在住の方、譲受人は川原崎町の株式会社です。残土の仮置き場として一時転用の賃借契約です。</p> <p>2月22日、県担当者、事務局、譲渡人の二男、譲受人の会社の人で現地調査を致しました。野地地区で現在、下水工事が行われており、その残土を捨てる場所が遠く作業効率が悪いので、近い場所に残土仮置き場を借りるための申請です。工事終了後には畑として使用するとのことです。地目変更についても説明しておきました。</p> <p>周囲の三面は水田ですが、用水・排水には全然影響ないと思います。工事業者が周囲の人の確認をとっており、問題ないということです。調和要件も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、農振農用地の青地となっています。農振農用地内の転用につきましては原則不許可となっておりますが、残土仮置き場の一時転用ということで、終了後の原状回復を条件に許可相当と判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>なお、市の農振担当部署からは「一時転用であるため支障なし」との意見書をいただいております。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、片伯部委員。</p>
片伯部委員	<p>委員番号17番 片伯部です。この申請は一時転用ということですが、終了後は事務局の方で原状回復を確認するのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。終了後、原状回復してから、完了報告書と現地の写真を頂いております。必要があれば現地を確認します。この案件の地目は田ですが、今後畑として改良するというので、改良届を提出していただく予定です。その際に農業委員さんに現地を確認して頂くことが必要になってきます。</p>

議 長	はい。片伯部委員。
片 伯 部 委 員	その確認は、3カ月以内とか、期限は決まっているのですか。
事 務 局	完了報告書は原状回復後にすぐに提出して頂くことになっております。 一時転用に限らず進捗状況など3カ月に1回、完了報告書は1年、期限を設けています。
議 長	そういうことでよろしいでしょうか。 はい、原田委員。
原 田 委 員	委員番号 18 番 原田です。原状回復ということであれば、田をまた田に戻すということだ と思うのですが、今回の申請は埋めた土を残してそのまま畑にするということでしょうか。
事 務 局	申請地の地目は田ですが、工事業者が残土を入れる前から畑として利用されていたよう です。改良届を提出しなければならなかったのですが、未提出でした。残土置き場として申 請が出され事業完了後に、畑として利用するための改良届を出してもらうことになっていま す。あまり例のない特殊なケースです。
原 田 委 員	今回埋めた残土をそのままにして、畑として使うということですか。
事 務 局	仮置きした残土は廃棄場所に運んで廃棄してもらいます。残土を置く前の高さに戻すとい う意味で原状回復してもらいます。
原 田 委 員	そういうことなのですね。今の説明で全体がよくわかりました。
事 務 局	はい。説明が不足しており失礼致しました。
議 長	はい。片伯部委員。
片 伯 部 委 員	委員番号 17 番 片伯部です。関連する質問があります。田を畑にする期間は何カ月とか 何年とか期限があるのですか。
事 務 局	改良の期間は特に定めてはいませんが、原則1年以内をめどとお伝えしています。農地 が広くて1年ではできないという場合もあるので、多少の幅はもたせています。
片 伯 部 委 員	私達の地区に畑にしますという名目で許可をもらって1年以上の間、見ている限りでは残 土をたくさん捨てて畑に改良されていない農地があります。許可を出した後に確認しないの でしょうか。
事 務 局	今の件について、事務局としては農地改良届が提出されているという前提で状況を見て います。土地改良届を提出する際は、農業委員さんの承認のもと印鑑を押していただき、内 容を承知の上、状況を見守るということになろうかと思えます。ですから今片伯部委員がお 話された状況なら場合によっては違反の疑いがあるということで、事務局と農業委員と一緒 に状況に応じて農地の所有者、転用実施の事業者にも直接お話をさせて頂き、適正な計画 に基づいて改良する方向に進めたいと思っております。 もし今言われたような状況があれば、事務局として対応をしていきたいと思っておりますので、よ ろしくお願い致します。

議 長	はい。片伯部委員。
片 伯 部 委 員	では、何年以内に畑にして下さいとかの期限はないのですね。
事 務 局	その点は先ほど説明した通り、基本は1年以内ですが、農地の広さ、状況に応じて配慮はします。
議 長	18番 原田委員。
原 田 委 員	18番 原田です。今、全体的に市内を見回すと、畑に転用する許可をもらって、残土を持ってきて埋めて、そのままというところがたくさんあると思います。そういうところがたくさんあるから、片伯部委員も心配されているのだと思います。法的な強制力がないので、こうしたことがずるずると増えているのではないかと心配です。
事 務 局	事務局としてはそういう情報を頂いて違反が疑われるような状況を解消するように対応していこうと思います。
議 長	はい。松原推進委員。
松原推進委員	はい。二点、お話したいと思います。 5条許可の整理番号1の地図についてです。この地図では周囲の状況がわかりません。この地図はちょっと古くて周りが全部、田になっていますが、現状はどうなのか、地域の最新の情報をつけてほしいです。 もう一点は、事務局で周囲への影響は無いと判断したとしても、田で、しかもど真ん中の田に土を運ぶことは物理的影響がなくても、精神的な影響はとても大きいと思います。地域への精神的な影響も考えて欲しいです。 以上二点、よろしくお願い致します。
議 長	はい。よろしいでしょうか。 色々な意見を頂きましたが、とにかく農地改良の完了届が提出されたときには、農業委員、事務局が結果を見て、本当に畑として農地改良ができているのかを確認し、更に何ヶ月後かに確認できるような状況にもっていけたらいいのではと思っています。 他にありませんか。
委 員	異議なし。
議 長	ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。 続きまして、議案第193号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号1番について、委員番号4番、牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧 野 委 員	委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。所在は愛宕山、畑1筆で462㎡です。申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。

		<p>2月22日、私と甲斐(秀)推進委員、高橋(正)委員の三人で現地調査を致しました。申請人の代理人は今回、来る予定でしたが、来られませんでした。申請地は愛宕山の北側斜面にあり、上り口から橋まで車で行き、そこから歩いて30分ほどのところでした。昔、戦前戦中は段々畑としてちゃんと管理していたそうです。コンクリートで申請地のところまでは行けるようになっていました。写真を見てもらうとわかるように、数十年間耕作しておらず、山林化しており、とても耕作できるような状況ではありませんでした。非農地として判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第194号 農地あっせん委員の指名について提案致します。今回は北方町二股の農地の売却及び伊形・下伊形町の農地の売却の2件となっております。</p> <p>今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、整理番号1番については、委員番号5番 緒方武彦委員と甲斐詳三農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。</p> <p>また、整理番号2番については、委員番号9番、高橋正二委員と甲斐安太郎農地利用最適化推進委員、高橋利喜哉農地利用最適化推進委員の3名を指名したいと思います。</p> <p>この5名の方をあっせん委員として指名したいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。5名の方、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事	務	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第124号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、畑が1筆の331㎡の転用となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に報告第 125 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 8件の届出があり、田が 13 筆の 4,328.47 m²、畑が2筆の 1,320 m²、合計 15 筆の 5,648.47 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 126 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 7件の届出があり、田が 16 筆の 13,706 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 127 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 今回6件の届出があり、田が 12 筆の 6,948 m²、畑が 23 筆の 6,344 m²、合計 35 筆の 13,292 m²となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。 次に協議第 42 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。 こちらは、先程議案第 190 号で決定した中間管理権の設定分についての配分計画となります。 まず、整理番号1番が伊形地区での集積計画となっております。 次に、整理番号2番から6番までが小川地区での集積計画となっております。 次に、整理番号7番と8番が細見地区での集積計画となっております。 最後に、整理番号9番から 44 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、18 人の出し手から計 44 筆、44,824 m²の農地を 個人 11 人と1法人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(事務局より説明)</p>

議

長

以上を持ちまして第32回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長

甲斐壽徳

6番

林早苗

15番

菊池光雄